

●乳幼児の健康相談

■実施日は毎月第1水曜日と、第2水曜日。■相談時間は午後1時から3時まで。■相談場所は市役所1階医務室。■対象は第1水曜日が生後2ヶ月から5ヶ月までの乳児。第2水曜日が生後6ヶ月から3歳までの乳幼児。■相談は無料。

●歌会始めお題・家、

■詠進歌は1人1首で未発表のもの。(1人で2首以上詠進した場合や新聞雑誌、年賀状などで発表した場合は失格になります) ■用紙は半紙を使用し、毛筆で自分で書いたもの。(代筆は失格になります) ■盲人、身体障害者は点字、代筆でも詠進できるが理由を書いた別紙を添える。■書式は半紙を横に2つ折りにし、右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名(本名ふりがな)、生年月日、職業(具体的に)を書く。(主婦、無職、会社員などとだけ書いた場合は失格になります) ■詠進の期間は9月1日から10月12日まで。■あて先は宮内庁(東京都千代田区千代田1番1号郵便番号100)。

●電報電話の图画募集

■応募資格は小学生。■作品の規格は大きさがB4(257ミリ×364ミリ)またはB3(364ミリ×515ミリ)。■締め切りは昭和45年9月10日まで。■送り先は近くの電報電話局。■作品の裏面に学校名、所在地、学年、氏名を記入する。

児童扶養手当、特別児童扶養手当をもらうことのできる人の範囲が広がりました。いまでもつとも所得の支給制限がきびしかつた受給者本人の限度額が大幅にゆるめられ、配偶者や扶養義務者の支給制限額と同じになりました。手当を受けることのできる人は、児童扶養手当が父のいない児童、または父が廃疾で児童を監護している母、あるいは養育している人で公的年金を受けていい人。特別児童扶養手当は精神または身体に重度の障害がある児童を監護していなは、該当児童数に児童一人の場合の手当額を乗じて得た額が支給されます。なお、支給制限額などがありますのでくわしくは市福祉事務所かお近くの民生委員に相談してください。

児童扶養手当、特別児童扶養手当をもらうことのできる人の範囲が広がりました。いまでもつとも所得の支給制限がきびしかつた受給者本人の限度額が大幅にゆるめられ、配偶者や扶養義務者の支給制限額と同じになりました。手当を受けることのできる人は、児童扶養手当が父のいない児童、または父が廃疾で児童を監護している母、あるいは養育している人で公的年金を受けていい人。特別児童扶養手当は精神または身体に重度の障害がある児童を監護していなは、該当児童数に児童一人の場合の手当額を乗じて得た額が支給されます。なお、支給制限額などがありますのでくわしくは市福祉事務所かお近くの民生委員に相談してください。

●児童扶養手当などの受給範囲ひろがる

■対象者は会社、事業所に勤めていない人。■検診は毎週土曜日午前中に実施。■検診料は400円(予約した時に納入)。■検診場所は富士市立中央病院。■予約申し込みは市役所衛生課保健衛生係。■検診日は予約した時に指定。

●3歳児健康追加診査

■該当児は昭和41年5月1日から42年4月30日までに生れた児童で、今までに実施した健康診査を受けなかつたもの。■日程は8月17日が吉原市民会館、18日富士文化センター、20日須津中里八幡町公民館。■時間はいずれも午後1時から3時まで。

●俳句、川柳を募集

■川柳・詠題は「調べる」「流れる」「高い」で各題を3句詠・投句締め切りは8月10日まで・投句および問い合わせ先は酒井八美(市内中丸276の5富士市川柳協会)・会費は無料・発表会は8月16日文化センターで10時から4時まで

■俳句・当季詠3句・投句締め切りは8月7日まで・投句および問い合わせ先は矢郷邦夫(市内吉原4丁目14の1、電話52-2723)・会費は200円・発表会は8月16日文化センターで12時半から